

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

～被保険者の医療費負担を軽減するため、次の2点が見直されました。～

● 75歳になる月の自己負担限度額が調整されます。

月の途中で75歳になって長寿医療制度に移り、その月に高額な医療費がかかった場合は、移る直前に加入していた医療保険制度と長寿医療制度のそれぞれで自己負担限度額までを支払うことになり、最高で限度額の2倍の金額を支払う方がいました。

平成21年1月からは下図の例のように、月の途中で75歳になった方は、誕生日前後の医療保険制度で限度額が半額ずつになります(1日生まれの方は、影響がないため対象外です)。

限度額を超える額を支払った場合は、超えた額を支給します(対象者には、お知らせします)。

なお、平成20年4月から同年12月までに、月の途中で75歳になった方も対象になります。

【図】 自己負担限度額が半額になる例(入院で医療費が高額になった例)

◆ Aさん74歳単身者(2月生まれ)で区分「一般」の場合

	1月	2月	3月
国民健康保険 被用者保険	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円	
長寿医療制度		自己負担限度額 22,200円	自己負担限度額 44,400円
合計	1月: 44,400円 (国保・被用者保険44,400円)	2月: 44,400円 (国保・被用者保険22,200円、 長寿医療制度22,200円)	3月: 44,400円 (長寿医療制度44,400円)

◆ Bさん75歳・Cさん74歳(2月生まれ)で区分が「一般」の場合

	1月		2月		3月	
	Bさん	Cさん	Bさん	Cさん	Bさん	Cさん
国民健康保険 被用者保険		自己負担限度額 44,400円		自己負担限度額 22,200円		
長寿医療制度	自己負担限度額 44,400円		自己負担限度額 44,400円*		自己負担限度額 44,400円	
合計	1月: 88,800円 (国保・被用者保険44,400円、 長寿医療制度44,400円)		2月: 66,600円 (国保・被用者保険22,200円、 長寿医療制度44,400円)		3月: 44,400円 (長寿医療制度44,400円)	

※ 同じ世帯における長寿医療制度の加入者分を合算できるため、自己負担限度額は44,400円になります。

* 外来の場合も同様に半額になります。

* 「現役並み所得者」「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の区分の方も同様に半額になります。

* 被用者保険の自己負担限度額が上図の金額と異なる場合は、加入先にご確認ください。

● 1月から窓口負担割合が変更になる方がいます。

医療機関での窓口負担の割合が3割の方のうち、次の要件に当てはまる方は、平成21年1月から1割負担になります。

該当すると思われる方には、個別にお知らせをお送りしています。

【要件】 次のすべてに当てはまる方です(3割負担の方全員が該当するわけではありません。)

- ① 同じ世帯内に、長寿医療制度の被保険者が一人である。
- ② 同じ世帯内に、70歳～74歳の方が住んでいる。
- ③ 上記①と②の方の収入※1の合計額が520万円未満である。

※1 収入とは、前年(平成19年)の所得税法上の収入金額(退職所得に係る収入金額を除く。)であり、必要経費(公的年金等控除や給与所得控除など)や所得控除を差し引く前の額です。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	電話 011-290-5601
	役場町民福祉課保健福祉グループ	電話 47-2113

平成 21 年 2 月にも 集団健診（特定健診・がん検診）を 実施します

～健診はもう受けられましたか？～

○どうして健診が必要なのでしょう？

日々の不健康な食生活や運動不足などの生活習慣によって、肥満や高血圧、糖尿病などが引き起こされますが、自覚症状がないため重症化するまで簡単には気がつきません。そのため、健診によるチェックと対策が重要となります。

○特定健診を受けないと保険料が上がる？

特定健診受診率・メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率等の目標が定められ、その目標の達成率に応じて、後期高齢者医療制度への支援金が平成25年度から加算減算されることになっています。健診を受ける人が少なければ、それだけ健康がおかされるリスクが高まるだけでなく、将来的に支援金の加算により、保険料が高くなる可能性があります。

あなた自身の健康を守るため、高齢社会における医療費の増加を防ぐために、年に1回の健診を欠かさないようにしましょう。

- ◇健診実施日 平成 21 年 2 月 7 日（土）
- ◇実施場所 新冠町保健センター
- ◇健診項目 特定健診・胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診
エキノコックス症検診・肝炎ウイルス検査・喀たん検査
※詳しくは、12 月下旬に配布される駐在員チラシをご覧ください。
- ◇お問い合わせ先 町民福祉課保健福祉グループ ☎ 47・2113

注意）特定健診を受診するには「特定健診受診券」が必要です。「特定健診受診券」に関するお問い合わせは、国保加入の方は役場まで、その他の保険に加入している方は加入している保険者へお願いいたします。

女性の健康サポートセンターのご案内

女性固有の心身の悩みや若年者の性の問題など、女性の健康相談体制を強化するため、平成 20 年 12 月 1 日より全ての道立保健所に女性の健康サポートセンターが設立されました。

□静内保健所「女性の健康サポートセンター」では…

妊娠、出産、子育てに関する相談、不妊に関する相談、思春期や更年期の健康に関する相談など、女性のライフサイクルに応じ、保健師などがお受けします。

相談については、「女性の健康相談ダイヤル」（電話相談）や、「女性の健康相談の日」（月 1 回 予約相談）

でお受けします。

◇「女性の健康相談ダイヤル」（電話相談）

保健所に電話をしていただいて、「女性の健康相談ダイヤル」と伝えていただくとすぐに保健師がお受けします。 ☎ 42・0251（代表）

◇「女性の健康相談の日」（予約相談）

相談日 1 月 28 日（水）、2 月 18 日（水）

3 月 25 日（水）

時 間 13：00～16：00

場 所 静内保健所（新ひだか町静内こうせい町 2-8-1）